

平成30年度 安全パトロール 実施結果報告

公益財団法人 横浜市建築保全公社 技術管理課



1) 平成30年度 安全パトロール件数

•平成30年

6月 3件

7月 3件

8月 16件 (組合共催4件)

9月 4件

10月 2件

11月 1件

12月 2件

•平成31年

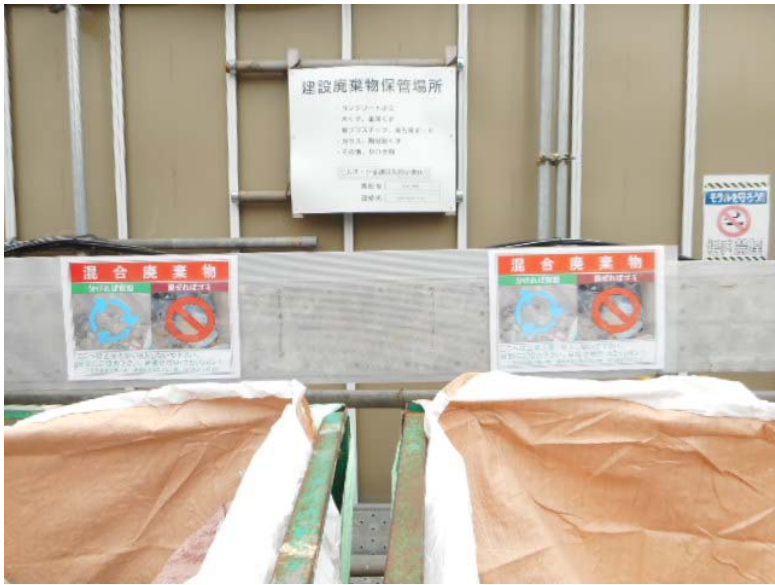
2月 1件

計 34件

平成30年度 横浜市公共建築工事安全パトロールに参加







2) 平成30年度のパトロール重点目標として

1. 仮設物の安全対策

(足場等の転落落下防止措置、崩壊防止措置、
仮設電気設備)

2. 安全な作業空間の確保

(作業場の整理整頓、通路の安全確保)

3. 効果的な安全管理

(リスクアセスメント及びKYT活動励行、
掲示物及び施工体制の確認)

4. 周辺地域の第三者への配慮

N区総合庁舎屋上改修その他工事

◎開口部の施錠に注意

◎昇降用足場に注意

◎屋上で作業があるので落下に注意



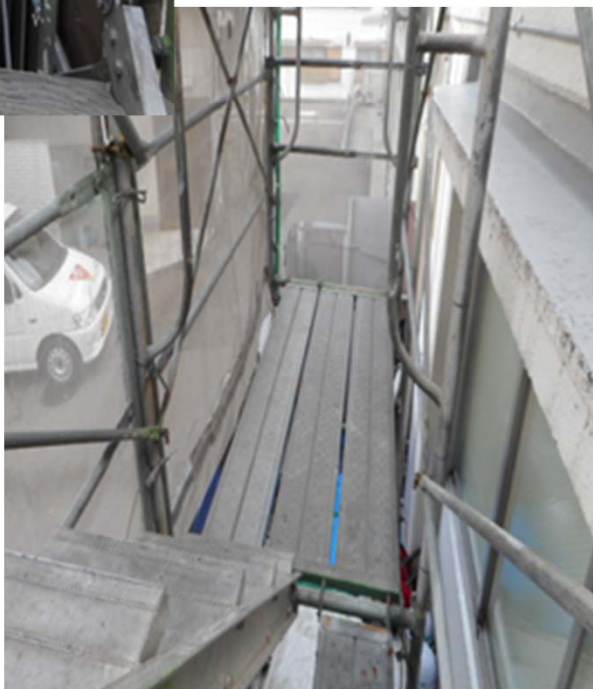
◎ 足場施工前に

足場組立図を作成し、

担当監督員と事前に

協議してください





- ▶ 足場の固定に注意
- ▶ 作業人や物が落下しない様に注意



- ▶ 枠組足場の壁つなぎは、垂直方向 9 m 以下、水平方向 8 m 以下
- ▶ 墜落防止装置の高さは 5 m 以上から、高さ 2 m 以上の構造足場まで拡大
- ▶ 二段手摺り設置、幅木、作業床の幅 40 cm 以上

(安衛則:第 5 6 4 条)



- ▶ 施工箇所への移動やつまずき転倒防止に注意
- ▶ 屋上作業でのため落下に注意



- ▶ 安全通路を明確にして養生を行う
- ▶ 高所作業の落下する恐れがある箇所にはロープを張ったりして安全用の手摺りスタンプを設置

T地域療育センター一軒天井改修その他工事

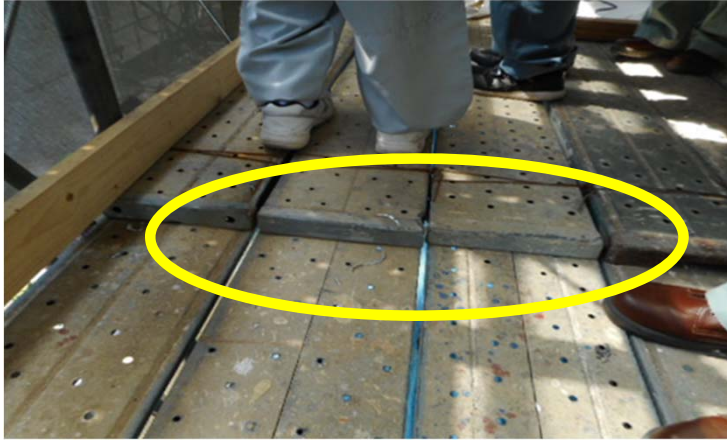


- ▶ 足場の確実な固定に注意
- ▶ 作業人や物が落下しない様に注意



- ▶ 根がらみを短辺及び長辺方向にまた、ジャッキ型ベース金具の高さ350mm以下で使用
- ▶ 二段手摺り設置、幅木や足場周囲の防炎ネットはI類を設置





▶ 昇降場所はずまずき及び転倒には注意



▶ 作業床の段差に注意喚起表示

▶ 床材の隙間 3 c m 以下とする
建地の隙間は 1 2 c m 未満とする

I 小学校給水管改修工事



▶ 昇降用足場に注意

▶ 縦・横配管設置等での足場に注意



▶ 根がらみ短辺・長辺方向に設置

▶ 部分足場のため風対策が必要

▶ 単管パイプ突起部に保護キャップ



▶ つまずき転倒防止に注意

▶ 昇降中の落下に注意



▶ 昇降用ステップを設置

▶ 落下防止手すり柵設置

K小学校給水管改修工事



- ▶ 高所作業車等の取扱い注意



- ▶ 定期点検済票を確認する
- ▶ 始業前点検を行い動作確認及び安全装置を確認する
- ▶ 駐車時は駐車ブレーキを確実に掛け、輪止め設置
- ▶ バケット搭乗者は安全帯使用

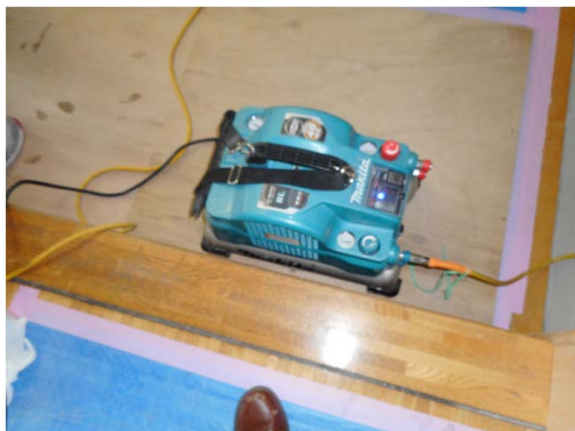
○中学校第二音楽教室防音改修その他工事

(組合共催)

- ▶ 使用機器点検の注意
- ▶ 消火器の設置と有効5年使用期限の注意



- ▶ 持ち込み電動工具・機械等の点検記録表の作成
 - ▶ 火気を伴う作業は、消火器・消火用バケツを用意
- ※点検済証・使用期限を確認



◆電動工具持込点検記録表・持込機械届出受領証

電動工具及び溶接機等を持込をする際は、必要事項を記入したら
 機器本体にステッカーを工具類へ貼り付け管理する

◆参考：（持込機械届出済証）

持込機械等		〔 電動工具 〕 〔 電気溶接機 〕		等 使用届								
事業所の名称		一次会社名		持込会社名								
所長名		代表者名		代表者印								
電話		電話		電話								
このたび、下記機械等を右の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、 お届けします。なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を遵守します。												
記												
番号	機械名	規格性能	管理番号 受理番号	持込年月日	点検者	取扱者						
1				年 月 日								
2				年 月 日								
3				年 月 日								
4				年 月 日								
5				年 月 日								
6				年 月 日								
7				年 月 日								
8				年 月 日								
機械等の特性・その他		その使用上注意すべき事項										
元 請 確 認 欄		受 理 証 確 認 者										
担当者		年 月 日										
持込時の点検表		点検 平成 年 月 日										
電動工具・電機溶接機等												
点検事項	番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	機 械 名
アース線												1 電動カンナ
設置クランプ												2 電動ドリル
キャップタイヤ												3 電動まるのこ
コネクタ												4 グライダ等
接続端子の締結												5 アーク溶接機
充電部の絶縁												6 ウインチ
自動電撃防止装置												7 発動機
絶縁ホルダー												8 トランス
溶接保護面												9 コンプレッサー
操作スイッチ												10 送風機
絶縁抵抗測定値												11 ボンプ類
各種ブレーキの作動												12 ミキサー類
手すり・囲い												13 コンベアー
フタのはずれ止め												14 吹付機
リフトロープ・チェーン												15 ボーリングマシン
滑車												16 振動コンパクター
回転部の囲い表												17 バイブレイター
危険表示												18 鉄筋加工機
その他												19 電動ファンポンプ
オイル漏れ												20 その他

| (注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届け出ること。 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へV印を記入すること。 3. 絶縁抵抗測定値については、実測値 (MΩ) を記入すること。 4. 持込機械届受理証を持込機械に貼付すること。 | | | | | | | | | | | | |


S小学校給水管改修工事



◆ くさび緊結式足場設置の場合注意



- ◆ 足場組立図を作成、提出し、くさび緊結式足場とした現場はポケット式(抜け防止)
- ◆ くさび緊結式足場の壁つなぎは、単管足場に準ずる 垂直方向5m以下、水平方向5.5m以下、床受けパイプの近くに設置
- ◆ くさび緊結式足場用のねじ管式ジャッキ型ベース金具の最大使用高さは、認定基準において500mm以下

足場組立設置について



- ▶ 通路、作業床の上には基本何も置かない



- ▶ 高所からの落下物を無くす



- ▶ 床材と建地との隙間は1.2cm未満とする

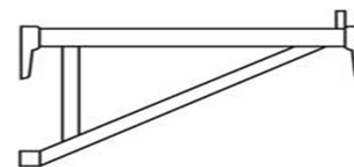
※ 1.2cm以上隙間がある

◆ 安衛則: (第563条)



- ▶ 小幅ネットを設置する際は、壁つなぎや配管等の支持金物からは取らないこと

専用ブラケットにて設置



- ▶ 作業床の隙間が3cm以下とする
 - ※3cm以上隙間がある
 - ◆安衛則:(第563条)



▶ 移動式足場(ローリングタワー)

移動式足場は、タワー状に枠組みを組立てる構造、作業床、手すり等の防護設備、脚輪、昇降はしごによって構成されています

▶ 掲示物表示は移動足場本体に設置

▶ 昇降、手すり、幅木等がない

また、空間も多いと危険です

▶ 転倒防止のため同一面より2名以上で同時に昇降しない

工事看板掲示物について



- ▶ 施工体制台帳、施工体系図及び現場における掲示物の注意



- 工事現場に掲げる
標識類の再確認



- ▶ 仮設関係設置掲示看板
- ▶ 足場組立作業主任者
- ▶ 積載荷重
- ▶ ヘルメット・安全帯保護具着用
- ▶ 資材置き場
- ▶ 産業廃棄物保管場所
- ▶ 足場点検表
- ▶ 立入禁止措置及び施錠



- ▶ 安全な行動を意識つける
- ▶ 危険を知らせる

- ▶ 工事看板掲示物には、技術者台帳は掲示せずに手持ちのファイル内に収め携帯する
- ▶ 施工体制台帳も同様に掲示しない
- ▶ 工事看板掲示標識類は工事現場の見やすい場所へ掲示

工事現場に掲げる標識類について

- ◆ 建設業許可票
【建設業法第40条】
- ◆ 労災保険関係成立票
(労働者災害補償保険法施行規則第49条)
- ◆ 建設業法施工体系図
【建設業法第24条の7第4項】
- ◆ 再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
【建設業法施行規則第14条の3】
- ◆ 建設業退職金共催(建退共)
(建退共制度改善方策平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部)公共工事の入札及び適正化を図るための措置の指針
【第2措置5(3)ハ】

▶ 依頼者と発注者、工事監理欄の記載について(参考)

※依頼者の覧は間違えなく記載してください

工事名	〇〇〇小学校普通教室改修工事(建築・電気・機械)
工事期間	平成30年5月1日～平成30年8月31日
工事場所	横浜市〇〇区△△町123番地
依頼者	(例)横浜市教育委員会 施設部 教育施設課
発注者 工事監理	(公財)横浜市建築保全公社
請負人	(株)〇〇〇〇建設 または 〇〇〇〇〇〇協同組合 現場代理人氏名 保全太郎 連絡先(電話) 045-123-4567

▶ 施工体系図

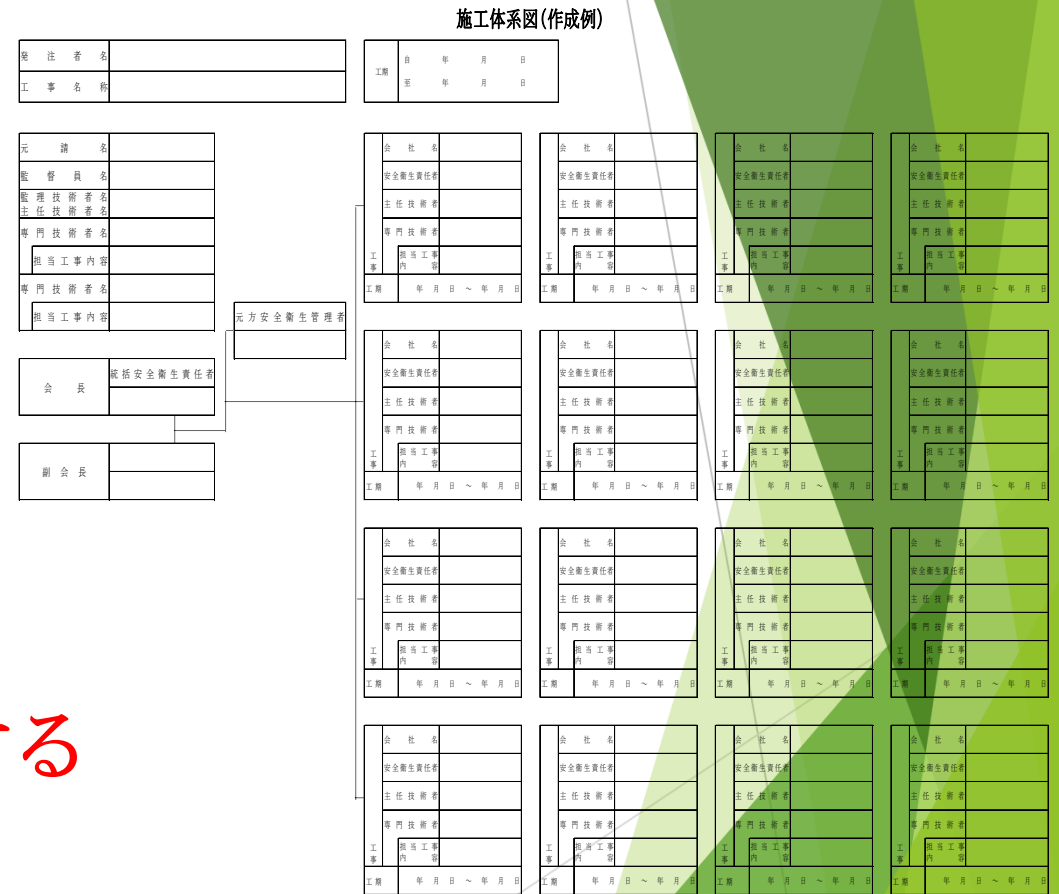
根拠法令

- 建設業法 第24条の7第4項
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条

▶ 警備会社は施工体系図に記載する

※ (国交省、横浜市に準じます)

※ (産業廃棄物関係は記載しない)



仮囲いについて



▶ 仮囲いの控え、結束

▶ 開口部の施錠



▶ 風等による倒壊防止

▶ 外部からの侵入防止





▶ 仮囲いの控え、結束の注意点



- ▶ 既設物を傷つけずに、単管パイプ等を打ち込み固定する
- ▶ 結束には被服針金等で確実に固定する



仮設電源・電動工具について



- ▶ アース付き電動工具使用の注意点
- ▶ 電工ドラムからの火災に注意

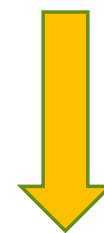


- 漏電ブレーカー使用とアースは取ること
 - ケーブルは、全て出して使用のこと
 - 持込工具類は必ず点検してください
 - 屋外で屋内用電工ドラムを使用しない
- ※ 雨天時の使用は禁止

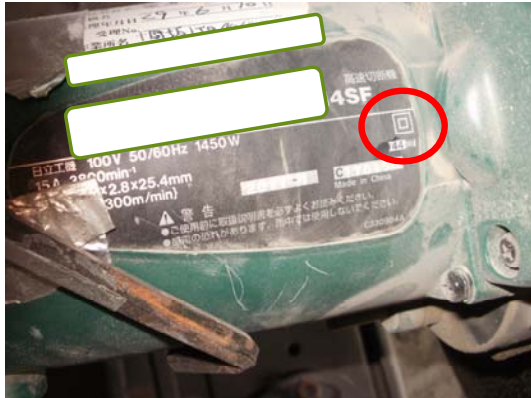




▶ 仮設分電盤設置の注意



- ▶ 取扱責任者表示(正・副)
- ▶ 点検表
- ▶ 遮断器の行き先表示



- ▶ 仮設電源は電気工事士に依頼し設置しましょう
- ▶ ELB付遮断器等は施設の回路保護のためのものです。感電事故防止のため接地(アース)は必ず取りましょう



- ▶ 二重絶縁マーク □ を表示した製品は、二重絶縁構造ですので接地(アース)を取る必要はありません
- ▶ ウィンチは使用後は、巻上げておくこと
- ▶ 電気配線はつまずき防止のため、必要に応じて養生する

熱中症対策について



- ▶ 朝礼やKY活動で作業者の健康状態を確認する
- ▶ 日当たりの少ない場所等で休憩をし、こまめ取り水分補給をする
- ▶ 現場でWBGT測定器を設置



- ▶ 血圧計・スポーツ飲料・仮設クーラー、扇風機・応急キット等を装備しましょう
- ▶ 測定値が基準値より高い場合、作業内容を変更したりして作業計画を工夫してください

令和元年度 + 重点目標として

1. 仮設物の安全対策

(足場等の**転落・落下防止措置**、崩壊防止措置、仮設電気設備)

2. 安全な作業空間の確保 (作業場の整理整頓、通路の安全確保)

3. 効果的な安全管理 (リスクアセスメント及びKYT活動励行、

掲示物及び施工体制の確認)

4. 周辺地域の第三者への配慮

- ✓ 総合足場計画、足場組立図の作成
- ✓ 足場の組み立て、解体、変更は、足場の組み立て等作業主任者による足場の点検作業は、始業前、警報が出た強風、大雨、大雪等の前後に点検を実施し危険の防止に努める
- ✓ 仮囲いの点検と控え、結束の確認
- ✓ クレーン車両使用時のアウトリガーの確認及び誘導員の配置
- ✓ 車両の配置と利用者の動線に配慮

ご清聴ありがとうございました

